

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に関する慣行レベル

令和7年3月24日改訂
(単位:回, kg/10a)

品目		地域	作期・作型等	主な栽培期間	節減対象農薬の 使用成分回数	化学肥料の窒素 施用量	備考		
普通 作物	水 稲	県内全域	早 期	3月～8月	18	6.0	倒伏しやすい品種:コシヒカリ		
					18	8.0	上記以外の品種		
			普通期	5月～10月	22	6.5	倒伏しやすい品種:ヒノヒカリ, さつま白もち, さつま赤もち, サイワイモチ		
					22	7.5	上記以外の品種		
	ご ま	県内全域	露 地	5月～10月	0	4.0			
	大 豆	県内全域	露 地	7月～11月	8	3.0			
	大麦若葉	県内全域	露 地	9月～3月	0	5.5	1回刈り取り当たりの使用回数・量		
	そば	県内全域	春蒔き	3月～6月	1	3.0			
			秋蒔き	8月～11月	1	2.0			
	麦類	県内全域	露地	11月～5月	8	8.0			
野	豆 類	そらまめ	県内全域	全作型	-	20	15.0		
		実えんどう	県内全域	冬春どり	10月～4月	22	22.5		
		さやえんどう	県内全域	全作型	8月～3月	36	22.0	スナップエンドウを含む	
		さやいんげん	県内全域	促成・半促成	10月～5月	30	22.0		
			その他作型	-	24	16.0			
		えだまめ	県内全域	全作型	-	7	6.5		
	果 菜 類	メロン	県内全域	全作型	-	13	15.0		
		きゅうり	県内全域	促 成	9月～6月	70	46.0		
				2期作	1～6月及び9～2月	34	41.0		
				夏 秋	4月～10月	15	40.0		
		すいか	県内全域	全作型	12月～8月	28	14.0		
		かぼちゃ	県内全域	早 熟	12月～7月	19	21.0		
				抑 制	7月～12月	16	14.0		
		にがうり	県内全域	全作型	-	16	32.0		
		とうがん	県内全域	全作型	-	21	17.5		
		トマト	県内全域	全作型	-	39	30.0		
		ミニトマト	県内全域	促 成	7月～6月	65	36.0		
		ピーマン	県内全域	促 成	7月～6月	53	55.0		
				夏 秋	2月～9月	34	36.0		
		な す	県内全域	促 成	7月～7月	53	60.0		
				夏 秋	2月～9月	38	50.0		
		いちご	県内全域	促 成	10月～5月	50	26.0		
		オクラ	県内全域	全作型	-	20	22.0		
		スイートコーン	県内全域	全作型	-	6	34.0		
		ズッキーニ	県内全域	全作型	-	19	21.0		
		とうがらし	県内全域	露 地	1月～10月	16	34.0		
	菜	根 菜 類	ばれいしょ	県内全域	全作型	-	12	20.0	
			さつまいも	県内全域	無マルチ栽培	-	18	4.0	加工用を含む
					マルチ栽培	-	14	4.0	
			さといも	県内全域	全作型	-	12	17.0	
			しょうが	県内全域	全作型	周年	28	30.0	
					全作型	-	8	15.0	夏まき・晩夏まきを除く, ミニ大根を含む
			だいこん	県内全域	夏まき	8月上旬～11月中旬	10	15.0	
					晩夏まき	8月～2月	10	19.0	桜島だいこん
			かぶ	県内全域	全作型	-	8	15.0	
			にんじん	県内全域	全作型	-	12	17.0	
		葉 茎 菜 類	ごぼう	県内全域	ごぼう	-	9	23.0	
					新ごぼう	9月～2月	9	17.0	
					夏まき	7月～4月	20	20.0	7～9月まき
			キャベツ	県内全域		10月～3月	8	20.0	10～11月まき
					10月～6月	20	20.0		
秋まき									
はくさい	県内全域	全作型	-	19	25.0				
ブロッコリー	県内全域	秋まき	9月～2月	12	30.0				
カリフラワー	県内全域	秋まき	8月～2月	12	30.0				
ケール	県内全域	秋まき	8月～3月	6	40.0				
こまつな	県内全域	周 年	周年	8	13.0	1作当たりの使用回数・量			
チンゲンサイ	県内全域	周 年	周年	8	17.0	1作当たりの使用回数・量			
サントウサイ	県内全域	周 年	周年	8	13.0	1作当たりの使用回数・量			
ほうれんそう	県内全域	周 年	周年	10	17.0	1作当たりの使用回数・量			
		冬播き	10月～3月	8	14.0	1作当たりの使用回数・量			
しゅんぎく	県内全域	秋まき	9月～2月	12	24.0	摘み取りによる作型			
みずな	県内全域	周 年	周年	8	13.0	1作当たりの使用回数・量			
レタス	県内全域	全作型	-	13	20.0	非結球を含む			
えんさい	県内全域	全作型	-	4	21.0				
つるむらさき	県内全域	全作型	-	6	24.0				
モロヘイヤ	県内全域	全作型	-	8	21.0				
アスパラガス	県内全域	全作型	1年目	25	47.0				
		全作型	2年目以降	25	60.0				
おおば	県内全域	周 年	周年	22	25.0	1作当たりの使用回数・量			
根深ねぎ	県内全域	全作型	-	16	20.0				
葉ねぎ	県内全域	全作型	周年	10	23.0	1作当たりの使用回数・量			
たまねぎ	県内全域	早どり	9月～4月	19	21.0				
		普通	9月～6月	19	21.0				

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に関する慣行レベル

令和7年3月24日改訂
(単位:回, kg/10a)

品目			地域	作期・作型等	主な栽培期間	節減対象農薬の使用成分回数	化学肥料の窒素施用量	備考
野菜	葉茎菜類	に ら	県内全域	周 年	第1回刈り取り	15	36.0	同一の株から上部の葉のみを刈り取り
					第2回以降刈り取り	4	7.0	
		らっきょう	県内全域	全作型	—	18	33.0	エシヤレットを含む
		にんにく	県内全域	全作型	9月～5月	6	17.0	
		タカナ	県内全域	露 地	9月～3月	6	23.0	
		ルバーブ	県内全域	全作型	1年目	4	22.0	
果樹					2年目	4	5.0	
		温州みかん	県内全域	露 地	1年間	24	25.0	
			県内全域	施 設	1年間	23	20.0	
		なつみかん	県内全域	露 地	1年間	30	32.0	
		ぼんかん	除く熊毛・大島地域	露 地	1年間	30	25.0	
			屋久島	露 地	1年間	25	30.0	
			種子島・大島地域	露 地	1年間	25	25.0	屋久島を除く
		たんかん	除く熊毛・大島地域	露 地	1年間	19	30.0	
			熊毛・大島地域	露 地	1年間	30	30.0	
		不知火	県内全域	露 地	1年間	25	30.0	
				施 設	1年間	19	30.0	
		きんかん	県内全域	露 地	1年間	9	23.0	
				施 設	1年間	21	24.0	
		文 旦	県内全域	露 地	1年間	19	28.0	大橘を含む
		紀州みかん	県内全域		1年間	24	32.0	
		その他中晩柑	県内全域		1年間	30	32.0	上記以外の中晩柑類
		び わ	県内全域		1年間	18	27.0	
		ぶどう	県内全域	有 核	1年間	26	6.0	
				無 核	1年間	30	14.0	
		な し	県内全域	露 地	1年間	24	28.0	
		う め	県内全域	露 地	1年間	20	21.0	
		すもも	県内全域	露 地	1年間	12	16.0	
		ぎんなん	県内全域	露 地	1年間	4	11.0	
		マンゴー	県内全域	施 設	1年間	16	20.0	
		ハッシュフルーツ	県内全域	施 設	1年間	6	20.0	
		ブルーベリー	県内全域	露 地	1年間	10	12.0	
		クリ	県内全域	露 地	1年間	7	14.0	
		バナナ	県内全域		5月～翌年8月	3	51.3	
		ピタヤ	県内全域		1年間	2	15.0	
		パパイア	県内全域		1年間	10	16.0	青パパイアを含む
工芸作物		さとうきび	種子島地域	夏植	—	6	22.0	
				春植・株出	—	6	19.0	
				夏植	—	6	31.0	
			大島地域	春植	—	6	28.0	
				株出	—	6	30.0	
				全作型	1年間	14	50.0	

留意事項

- 注1 アスパラガス、果樹、茶については、1年を単位に策定している。
- 注2 節減対象農薬の使用成分回数については、定植前の種子・苗（入手前を含む）に使用した回数を含む。
- 注3 ただし、節減対象農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な作物（品種）の場合は、入手以前に使用された農薬は、節減対象農薬の使用成分回数に含めないこととし、節減割合は以下のとおりとする。
- 節減割合＝1－（節減対象農薬使用成分回数／（慣行レベル－入手以前に使用された節減対象農薬使用成分回数））
- 注4 化学肥料（窒素成分）の使用量については、ポット苗等の育苗培土に施用された化学肥料（窒素成分）使用量を含む。
- 注5 ただし、ポット苗等の培土に含まれる化学肥料（窒素成分）が不明な場合であって、本ぼでの化学肥料（窒素成分）を使用しなかった場合は、一括表示欄に「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と表示する。
- 注6 いちごについては、ランナーを切り離したときから、収穫・調整までの期間を対象とする。
- 注7 さつまいもについては、定植用の苗を採苗したときから、収穫・調整までの期間を対象とする。
- 注8 肥料の過剰施用を防ぐため、有機質肥料由来窒素を含めた窒素施肥量が慣行レベル窒素量を超えないように留意する。

参考：特別栽培農産物表示の対象にならない品目

品目		地域	作期・作型等	主な栽培期間	節減対象農薬の使用成分回数	化学肥料の窒素施用量	備考
花き	トルコギキョウ	県内全域	全作型	7月～6月	16	25.0	2度切り